

国民年金の保険料(定額)は、月額14,410円(平成20年

毎月の保険料は「いくら?」

●時間に余裕がなく、窓口まで来る時間がない場合は、郵送による手続きもできます。

国民年金の加入手続きは「いかに早く?」

国民年金の加入手続きは、お住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口で直接、手続きをしてくだわい。



度)です。なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される前納制度もあります。また、定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納付すると、将来、老齢基礎年金に(2000円×納付月数分)が加算され支給されます。

20歳になり、所得が少なく保険料を納めることが困難な人については、若年者納付猶予制度や学生納付特例制度などの保険料免除制度を利用することができます。手続きはお住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口で行ってください。

毎月14,410円は払えない...そんなときは「どうすればいい?」

●口座振替で前納制度を利用する場合は、現金での前納に比べて明らかに割引額が高くなります。例えば、1年前納を口座振替で行った場合は、月々現金で支払った場合の合計額と比較して3,620円の割引(現金での1年前納は3,070円の割引)があります。

口座振替が便利でお得!

問い合わせ先 市民課市民年金係、各総合支所市民係

新成人の皆さん 国民年金の加入手続きを しましょう

国民年金は、国が責任をもつて運営する公的年金制度です。日本国内に住所を有する20歳から60歳までの人は必ず加入しなければなりません。

自営業者や学生などは「第1号被保険者」に、サラリーマンや公務員は厚生年金や共済年金に加入すると同時に「第2号被保険者」に、第2号被保険者に扶養されている配偶者は「第3号被保険者」になります。

第1号被保険者となる人は、20歳になったら忘れずに加入手続きをしてください。

12/2 (火) 福村市長が「一日人権擁護委員」に

熊本地方方法務局山鹿支局(橋本哲郎支局長)と山鹿人権擁護委員協議会(岩崎義郎会長)から、福村市長が「一日人権擁護委員」に委嘱され、街頭キャンペーンを行いました。

12月4日から10日にかけての「人権週間」の取り組みの一環として行われたもので、福村市長と同協議会のメンバー14人は、市内のスーパー2カ所に分かれて、買い物客にチラシなどの啓発物品を配りながらPR活動を行いました。



スーパー前でPR活動をする福村市長(右)

12/4 (木) 熊本県社交飲食業生活衛生同業組合菊池支部が菊池市防犯協会へ刺又50本を寄贈

熊本県社交飲食業生活衛生同業組合菊池支部(江藤 隆支部長)が「地域の安全のために使ってください」と、刺又(さすまた)50本を菊池市防犯協会へ寄贈しました。菊池警察署であった寄贈式には関係者など約30人が出席し、江藤支部長が「安全・安心のためになればと思います」と目録を手渡し、福村市長が「最近色々な事件が起きています。学校などの防犯に役立てます」とお礼を述べました。

刺又は長さ1.8m・重さ1.5kgで、同組合の依頼を受け、県立玉名工業高校の3年生が授業の一環として制作したものです。



目録を手渡す江藤支部長(左)



使い方の実践をする署員

市販のものより軽く、価格も通常1本20,000円程度するものが材料代みのみの2,200円と安価で、好評を得ているものです。

寄贈された刺又は、刃物などを持った不審者を取り押さえる際の道具として、菊池市内の公立の幼稚園・保育園、小・中学校に配備されます。

寄贈、ありがとうございました。

12/12(金) 福岡ソフトバンクホークスの馬原孝浩投手が泗水中学校で講演会



泗水中学校であった、馬原投手の講演会

泗水中学校(二殿一身校長)で、福岡ソフトバンクホークスの馬原孝浩投手の講演会が開催されました。この講演会は、同校の「夢はぐくみプロジェクト」の一環で、馬原投手が二殿校長の教え子だったことから実現したものです。

～夢に向かって～と題し行われた講演会で馬原投手は、「『練習は嘘をつかない。努力は裏切らない』という、小学校時代に二殿校長から送られた言葉を胸に、人の何倍も練習をし続けています。どのような夢であっても、それを追い続けることが大切です」と、自身の経験談を話し、最後に「礼儀・継続・感謝の気持ちを持った大人になってほしい」と生徒たちにメッセージを残しました。

馬原投手の話に、生徒たちは真剣に聞き入り、その後はたくさんの質問がでていました。

若年者納付猶予制度・学生納付特例制度とは?

若年者納付猶予制度と学生納付特例制度は、他の年齢層に比べ所得が少ない若年層(20歳代で学生以外)の人が、将来年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故などにより障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることが出来なくなることなどを防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度のことです。

ポイント①

●若年者納付猶予制度→本人と配偶者の所得を審査

●学生納付特例制度→本人の所得のみで審査

一般の保険料免除(全額免除・半額免除)の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか判定しますが、若年者納付猶予は本人と配偶者の所得のみ、学生納付特例は本人の所得のみで判定することになります。

そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない20歳代の人でも、若年者納付猶予の対象となる場合があり、学生の場合は本人の所得がない場合は学生納付特例の対象となります。

※学生の場合は、学生納付特例制度のみ利用いただけます。

ポイント②

●障害・遺族基礎年金を受け取ることができます。

納付猶予や納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族(妻と子)の人は遺族基礎年金を受け

ることができます。

※障害や死亡といった事故が発生するまでの国民年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料を納付、免除または猶予されていること、もしくは事故の直前の1年間に保険料の未納がないことが必要です。

猶予期間などの年金はどうなるの?

○若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

○そこで、これらの期間の保険料は、10年以内であれば後で古い期間から順に納付していただけるようになっています(追納)。

○追納する場合の保険料額は、猶予等を受けた年度から起算して、3年目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた期間の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せられます。